ヒルフェ通信(5月号) ✿ そっと寄り添いやさしくサポート☆

「公益社団法人成年後見支援 センターヒルフェ」は東京都 行政書士会が社会貢献の 一環として設立した法人です。



◆定時総会の開催について

次の日程で、定時総会が開催されます。

日時:平成28年6月14日(火)午後1時30分~(予定)

場所:東京都行政書士会地下講堂 予定している主な議案は下記の通りです。

- ・平成27年度事業報告の承認について
- ・平成27年度決算報告及び監査報告の承認について
- ・平成28年度事業計画(案)の承認について
- 平成28年度予算(案)の承認について
- ・定款変更の承認について
- ・役員選任の承認について
- ※詳細はおってご連絡いたしますので、会員の皆さま、是非ご出席をお願い致します。



◆成年後見制度の利用促進法案レポート②

前回紹介した2つの法案は議員立法として今国会に提出され、4月6日、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「民法等一部改正法」という。)が、参議院で可決成立し、「成年後見制度の利用促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。)も、4月8日、回付先の衆議院本会議で可決成立しました。利用促進法は、5月上旬までに施行予定で、関連法の民法等一部改正法も、10月にも施行の見通しです。

まず、利用促進法の概要をみると、第6章まで全24条からなり、成年後見制度の利用促進について、市民後見人の活用を通じた人材確保など、3つの基本理念を定め(3条)、それに則り、国等の責務を規定し(4~8条)、推進すべき基本方針を掲示して(11条)、政府に対し、基本計画の策定(12条)と利用促進会議(13·14条)並びに利用促進委員会の設置(15~22条)を求め、地方公共団体にも、利用促進の措置を講ずべきことを求める(23·24条)、という内容です。



次に、民法等一部改正法の概要をみると、成年後見人の権限一部拡大として、後見人への郵便物等の配達と開披(860条の2、同条の3)と本人死亡後の相続財産の保存・埋葬契約締結等の権限(873条の2)を与える三条を加え、これらの手続に関与する家裁の審判手続きに関し、家事事件手続法に必要な改正を加える内容となっています。

次回以降、それぞれの詳細をレポします。(港地区 高橋准)

◆専門職後見人の不正が過去最悪の37件に

複数の新聞等の報道によると、最高裁の調査により、後見人に選任された、弁護士や司法書士など「専門職」による、横領などの不正が昨年、過去最悪の37件確認されたとの発表がありました。全体の不正件数は2014年の831件(被害総額約56億7千万円)から昨年は521件(同29億7千万円)と、2010年の調査開始以来、初めて前年を下回る状況になっています。うち専門職によるものは、2014年22件(同5億6千万円)、昨年37件(同1億1千万円)と、金額は減少しているものの、件数は増加しているという結果が出ています。金額の減少は、家裁による「後見制度支援信託」の利用推進の効果の表れとも考えられますが、後見人等の選任が、親族から専門職にシフトしてきている流れの中で、不正件数が増加しているのは残念な状況です。

記事によりますと、成年後見制度の利用促進法でも、家裁や関係機関の監督体制の強化を進めるとありますが、やはりひとりひとりが高い倫理観をもって業務を行い信頼を得ることが、専門職後見人の責務だと思います。